

## 参考資料

### 新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p><u>第4条 別表第1の(1)の項に掲げる面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。</u></p> <p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p><u>第4条の2 特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が、別表第2の(1)の項に掲げる面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積(共同住宅の用途にあっては、戸数)をそれぞれ同表の(3)の項に掲げる面積(共同住宅の用途にあっては、戸数)で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(4)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は10台)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を設置することが著しく困難であると市長が認める場合には、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。</p> <p>(建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)</p>	<p>(建築物を新築する場合の駐車施設の附置)</p> <p><u>第4条 法第20条第1項に規定する特定用途(以下「特定用途」という。)に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表に定めるところにより算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又はその敷地内に設置しなければならない。</u></p>

第4条の3 特定用途に供する部分の床面積が、  
2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、別表第3の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合にあっては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する自動二輪車のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(大規模な事務所の特例)

第5条 事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積にあっては0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積にあっては0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積にあっては0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前3条の規定を適用する。

(大規模な共同住宅の特例)

第5条の2 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物を新築しようとする者については、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数にあっては0.5を、800戸を超える部分の戸数にあっては0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、第4条の2の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第4条から前条までの規定により設置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により設置しなければならない駐車施設の

(建築物を増築する場合の駐車施設の附置)

第5条 特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物について特定部分に係る増築をし、又は特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超えることとなる増築をしようとする者については、当該増築後の建築物(当該建築物にこの条例が施行された日又は当該建築物の敷地が駐車場整備地区として定められた日から起算して6月を経過した日(以下「適用日」という。)前に新築、増築又は用途の変更(以下「新築等」という。)に着手した特定部分があるときは当該部分を除く。)をすべて新築とみなして前条の規定を適用する。

(建築物の用途を変更する場合の駐車施設の附置)

第6条 特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物について用途の変更をし、又は特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超えることとなる用途の変更をしようとする者については、当該用途の変更後の建築物(当該建築物に適用日前に新築等に着手した特定部分があるときは、当該部分を除く。)をすべて新築とみなして第4条の規定を適用する。

規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に設置しなければならない。

(駐車の用に供する部分の規模)

第8条 第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に入り出しができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用ができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)として、幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に2を加えた数

3 第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に入り出しができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地

(駐車施設の構造等)

第8条 第4条から第6条までの規定により設置する駐車施設は、駐車の用に供する部分が駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上で、自動車が安全に駐車し、円滑に入出しができるものとしなければならない。ただし、特殊の形態又は特殊の装置を用いる駐車施設で、市長が有効かつ安全に駐車できると認めたものについては、この限りでない。

の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 4 前項本文の規定にかかわらず、第4条の2又は第5条から第6条までの規定により設置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。
- 5 第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(特殊の装置)

第8条の2 第4条、第4条の3、第5条又は第6条の規定により設置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第1項、第2項及び第5項の規定は、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者が、当該建築物の構造又は敷地の位置、規模等により交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置したものとみなす。

- 2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造等について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

(設置の届出)

第10条 略

(廃止の届出)

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置しなければならない者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置したものとみなす。

- 2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

(届出)

第10条 略

第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を設置した者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物

(2) 市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物

2 新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区的指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第12条 略

2 第8条の2の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならぬ。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第6条まで、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(罰則)

第15条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第13条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

(適用除外)

第11条 次に掲げる者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物の新築等をしようとする者

(2) この条例の施行後新たに定められた駐車場整備地区において、当該地区に定められた日から起算して6月を経過した日前に建築物の新築等に着手しようとする者

(駐車施設の管理)

第12条 略

(措置命令)

第14条 市長は、第4条、第5条、第6条、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、当該違反を是正するためには必要な措置をとることを命ずることができる。

(罰則)

第15条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第13条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

別表第1(第4条関係)

(1)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計			
(2)	百貨店 その他 の店舗 の用途 に供す る部分	事務所 の用途 に供す る部分	特定用 途(百貨 店その 他の店 舗、事 務所及 び共同 住宅を 除く。) に供す る部分	非特定用 途に供す る部分
(3)	300 平 方メー トル	400 平 方メー トル	400 平 方メー トル	900 平方 メートル
(4)	$1 - \frac{2,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (1) \text{ に掲げる面積} - 2,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}$			

備考 (1)の項に規定する部分及び(2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

別表(第4条関係)

特定 用途 の種 類	特定部分の 延べ面積	駐車施設の規模
業務 系用 途	1,500 平方メートルを超える、5,000 平方メートル以下の部分	延べ面積が 1,500 平方メートルを超える部分の面積について
	5,000 平方メートルを超える、10,000 平方メートル以下の部分	延べ面積が 5,000 平方メートルを超える部分の面積について
	10,000 平方メートルを超える部分	延べ面積が 10,000 平方メートルを超える部分の面積について
	1,500 平方メートルを超える、5,000 平方メートル以下の部分	延べ面積が 1,500 平方メートルを超える部分の面積について
	5,000 平方メートルを超える、10,000 平方メートル以下の部分	延べ面積が 5,000 平方メートルを超える部分の面積について
	10,000 平方メートルを超える部分	延べ面積が 10,000 平方メートルを超える部分の面積について
商業 系用 途	1,500 平方メートルを超える、5,000 平方メートル以下の部分	延べ面積が 1,500 平方メートルを超える部分の面積について
	5,000 平方メートルを超える、10,000 平方メートル以下の部分	延べ面積が 5,000 平方メートルを超える部分の面積について
	10,000 平方メートルを超える部分	延べ面積が 10,000 平方メートルを超える部分の面積について

備考

- 1 この表による駐車施設の規模は、特定部分の延べ面積のそれぞれの区分ごとに算定した台数の合計とする。
- 2 この表において、「業務系用途」とは特定用途のうち事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場をいい、「商業系用途」とは業務系用途以外の特定用途をいう。
- 3 この表の「特定部分の延べ面積」には、駐車施設の用途に供する部分の面積は算入しない。
- 4 業務系用途に供する部分及び商業系用途に供する部分を有する建築物(以下「混合用途建築物」という。)は、その全部(特定用途以外の用途に供する部分を除く。以下同じ。)を商業系用途に供する建築物とみなす。この場合においては、業務系用途に供する部分の面積に3分の2を乗じて得た面積と商業系用途に供する部分の面積との合計をその建築物の特定部分の延べ面積とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、混合用途建築物についてその全部を業務系用途に供する建築物とみなして算定した駐車施設の規模が同項の規定を適用して算定した規模を超える場合は、その建築物の全部を業務系用途に供する建築物とみなす。

別表第2(第4条の2関係)

(1)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸以上
(2)	百貨店その他のお店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅の用途に供する部分

(3)	<u>3,000</u> 平方 メー トル	<u>5,000</u> 平方 メー トル	<u>1,500</u> 平方 メー トル	<u>4,000</u> 平方 メー トル	<u>100戸</u>
(4)	6,000平方メートル—延べ面積 1 — _____ 2×延べ面積				

備考 (2)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。

別表第3(第4条の3関係)

(1)	<u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u>	<u>特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)に供する部分</u>
(2)	<u>3,000平方メートル</u>	<u>8,000平方メートル</u>
(3)	<u>2,000平方メートル×(6,000平方メートル—延べ面積)</u> 1 — _____ _____	<u>4,000平方メートル×延べ面積</u>

備考 (1)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとする。